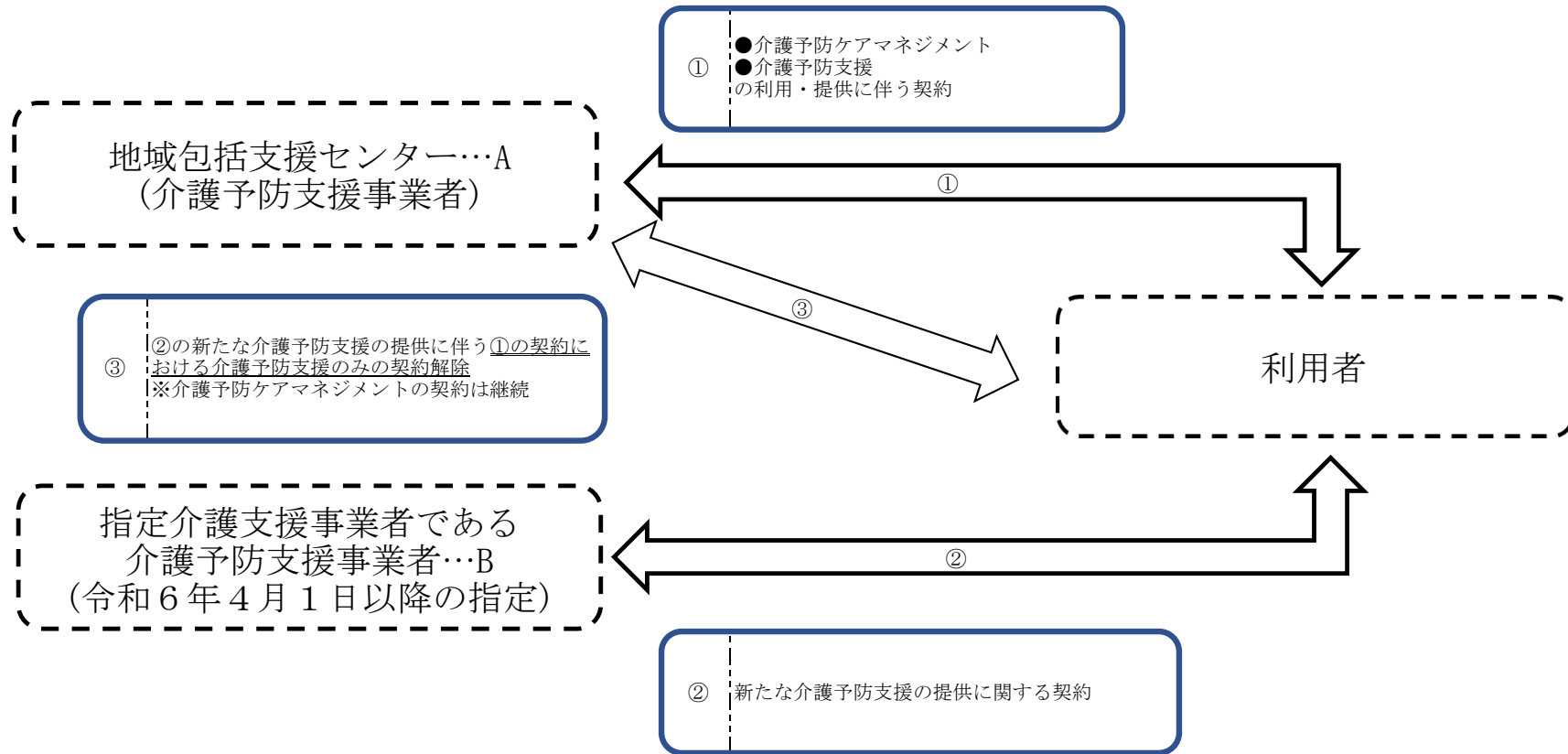


●介護予防支援の指定拡大に伴う関係整理図



【注意点】

- 利用者の転居(行政区変更)に伴う地域包括支援センターの変更があった際は新たな地域包括支援センターとの契約になるかと思いますが、利用者のサービスの利用状況等を考慮し、介護予防ケアマネジメントに関する契約を行うかどうかを【事業所A】及び【事業所B】は検討してください。
- その際【事業所A】との介護予防ケアマネジメントの契約を行う際、介護予防支援の提供に関する契約を行うと既に契約済みの【事業所B】との契約に影響するため、ご注意ください。
- 契約の締結・解除は支援の提供に伴うトラブル回避のため、書面により行うことを推奨します。